

令和6年度 放課後児童クラブ利用のしおり



【令和6年4月利用開始分】

申請期間：令和5年11月1日（水）～令和5年11月15日（水）

受付時間：午後1時～午後5時（放課後児童クラブ開設時間内）

受付場所：在籍している又は入学する小学校の放課後児童クラブ

※複数設置してある場合は、いずれかの児童クラブに提出

石巻市

問 い 合 わ せ 先

- ◆石巻地区 保健福祉部子育て支援課 児童育成係
電話95 - 1111 内線2526・2523
- ◆河北地区 河北総合支所市民福祉課 保健福祉係
電話62 - 2117 内線162
- ◆雄勝地区 雄勝総合支所市民福祉課 保健福祉係
電話57 - 2113 内線311
- ◆河南地区 河南総合支所市民福祉課 保健福祉係
電話72 - 2113 内線266
- ◆桃生地区 桃生総合支所市民福祉課 保健福祉係
電話76 - 2111 内線251
- ◆北上地区 北上総合支所市民福祉課 保健福祉係
電話67 - 2113 内線233
- ◆牡鹿地区 牡鹿総合支所市民福祉課 保健福祉係
電話45 - 2113 内線153

目 次

- 1 令和6年度放課後児童クラブ応募資格について・・・・・・・・・・ P.1
- 2 放課後児童クラブについて・・・・・・・・・・・・・・・・ P.2
- 3 放課後児童クラブ費用負担について・・・・・・・・・・ P.4
- 4 令和6年度放課後児童クラブ利用申請について・・・・・・・・ P.6
- 5 就労外要件申立書について・・・・・・・・・・・・・・・・ P.8
- 6 放課後児童クラブに関するQ&A・・・・・・・・・・・・ P.9
- 7 休止・中止・登録内容の変更等について・・・・・・・・ P.12
- 8 利用申請書記入上の注意・・・・・・・・・・・・・・・・ P.13
- 9 石巻市放課後児童クラブ利用申請書の記入例・・・・・・・・ P.14
- 10 就労証明書の記入例・・・・・・・・・・・・・・・・ P.16
- 11 就労証明書遅延申立書の記入例・・・・・・・・・・・・ P.17
- 12 石巻市放課後児童クラブ一覧・・・・・・・・・・・・ P.18
- 13 民間事業者による放課後児童クラブについて・・・・・・・・ P.19

令和6年度放課後児童クラブ応募資格について

- 1 市内の小学校又は支援学校小学部に入学、在籍する児童であること。
- 2 父母、同居の祖父母が就労等で放課後に保育できない児童であること。
- 3 放課後児童クラブ利用負担金に未納がないこと。（※兄弟姉妹利用含む）
- 4 集団生活を送ることができる児童であること。
- 5 父母、祖父母の要件を明確に記入し、必要な書類を添付できること。

《前年度からの変更点》

- 1 **就労証明書の様式を変更しています。**
市ホームページに最新の様式を掲載しておりますので、活用願います。兄弟姉妹で申込みする場合は、1部を原本、残りをコピーで提出することも可能です。
- 2 **令和6年度から鹿妻・釜・貞山・万石浦・広淵・前谷地・北村・和淵地区は、事業の運営を民間に委託する予定です。**
市の方針に基づき、民間事業者が運営を行うため、基本的な児童クラブの活動に関してはこれまでと変わりません。申請受付場所についても、開設中の放課後児童クラブとなります。
- 3 **放課後児童クラブ利用基準（就労要件）の変更について**
通年で利用を希望する場合で、就労を要件にする場合は、勤務時間が午後1時を超えている必要があります。
- 4 **同居の祖父母の定義について**
同一敷地内に居住している祖父母も同居とみなし、利用基準に沿った添付書類の提出をお願いします。

【注意点】 学区外就学及び区域外就学について

「友達と一緒に学校に行きたい」、「指定校以外の児童クラブを利用したい」という理由から学区外就学及び区域外就学の申請をすることは認められません。学区外就学を検討されている場合は、申込みする小学校をよく確認の上、申請してください。



🌀放課後児童クラブについて🌀

1. 放課後児童クラブとは

石巻市では、小学生の保護者（父母・同居の75歳未満の祖父母）が就労や疾病等により家庭で保育できない児童及び石巻支援学校小学部までの児童を対象に、放課後児童クラブを開設し、授業の終了後に小学校の余裕教室や専用教室等を使い、複数の支援員及び補助員のもと、在籍する児童へ適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図ることを目的として実施しています。

2. 開設期間及び開設時間について

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間

小学校授業日	午後1時から午後6時まで
長期休業期間（夏・冬・春休み）	午前8時から午後6時まで
平日の学校休業日	
土曜日・日曜日・祝日・年末年始	お休み

3. 臨時閉所等について

(1) 感染症などによる児童クラブの受入れについて

インフルエンザや新型コロナウイルス感染症により、学級閉鎖や学年閉鎖となった場合には、該当する学年、学級の児童は利用することができません。また、学校閉鎖した場合は、児童クラブの開設も行いません。

(2) 災害発生時（地震や台風等）について

地震や台風、集中豪雨等により被害が生じる恐れがある場合に児童の安全を確保するため、児童クラブの開設を中止することがあります。

4. 利用条件について

利用するには、以下の全ての条件を満たす必要があります。

要件を満たさない場合は、登録できませんので、ご確認のうえお申込みください。

- (1) 放課後児童クラブがある小学校又は石巻支援学校小学部に在学する児童であること。
- (2) 放課後児童クラブ利用負担金に未納がないこと。（※兄弟姉妹利用による滞納を含む。）
- (3) 放課後児童クラブでの集団生活に適応できると認められる児童であること。
- (4) 右記の利用基準のいずれかを満たすこと。

《放課後児童クラブ利用基準》

児童の保護者（同居の祖父母を含む）が次のいずれかの事由に該当すること。

※同居の祖父母とは…同敷地内に居住している祖父母を含みます。

1) 家庭外就労

昼間家庭の外で仕事をしており、児童の保育ができない場合

2) 家庭内就労

昼間家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしており、児童の保育ができない場合

※1)、2)の就労要件の場合は、平日においては、午後1時を超える時間まで勤務していること。勤務時間で判断し、通勤時間は考慮しません。

3) 病気・母親の出産等

病気、負傷、心身に障害がある等又は母親の出産前後（出産日の前後2か月）により児童の保育ができない場合

4) 病人の看護等

その家庭に長期にわたる病人や心身に障害のある人がいるため、常に親が看護にあっており、その児童の保育ができない場合

5) 家庭の災害

火災や風水害、地震などの災害により家屋を失う、あるいは破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合

6) その他

児童を保育できない特別な事情があり、上記に類する状態にあると市長が認める場合

【注意点】

※保護者が昼間就労しており、勤務時間が午後1時を超えない家庭については、長期休業期間のみ利用申請が可能です。

※**「求職中」の場合、就労先が決まるまでは、受け入れすることができません。**

※**「育児休業中」の利用はできません。**

※同居祖父母の「病気、負傷」については、症状が重く、療養期間が長期にわたる場合に限り、ります。

※利用基準を満たしていても、待機となる場合があります。

※次のいずれかに該当するときは、利用の停止、又は承諾の取り消しとなります。

- (1) 上記の要件に該当しなくなると認められるとき
- (2) 特別の理由がなく、長期にわたり放課後児童クラブを利用しないとき
- (3) 特別の理由がなく、利用負担金を滞納したとき
- (4) 提出する添付書類に不正等があったと認められたとき

※育児休業を取得されている方へ

現在、育児休業を取得されている方で、5月中に復帰される場合には、一斉申請受付期間に申込みをしてください。その場合、利用希望期間は、復帰される日からとなります。

なお、6月1日以降に復帰される場合には、随時入級となりますので、利用を希望される1か月～2週間前までに申請してください。申請時点で定員を超過している場合には、待機となる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

🌀放課後児童クラブ費用負担について🌀

クラブを利用するにあたり児童1人当たり、次の1（利用負担金）と3（スポーツ安全保険）を併せた費用負担があります。

1. 利用負担金について

利用児童数	児童1人当たりの利用負担金額				
	月 額 (学校授業日)	長期休業期間加算額			
		学年始	夏季	冬季	学年末
1人目	3,000円	750円	3,000円	750円	750円
2人目以降	1,500円	375円	1,500円	375円	375円

※学年始休業期間とは4月の春休みを、学年末休業期間とは3月の春休みをいいます。

※同時に兄弟で利用する場合には、2人目以降の利用負担金が半額になります。

【口座振替（登録）の手続き】 以下2通りの手続き方法があります。

- 1) 利用承諾通知書に同封する「石巻市市税等口座振替申込書」に必要事項を御記入の上、金融機関窓口へ提出する。
- 2) 本人確認書類、キャッシュカードを持参の上、市役所で登録手続きを行う。

※「石巻商工信用組合」、「宮城県漁業協同組合」の口座を登録する場合は、1)の登録方法のみ対応しておりますので、金融機関窓口にて登録をお願いします。

○兄弟姉妹を新規で登録する場合、過去に児童クラブを利用した児童と同一口座でも口座登録の手続きが必要になります。

○利用負担金の月々の支払方法について

原則、口座振替でのお支払いとなります。

口座登録をされていない方や、残高不足等により口座振替ができなかった方については、納付書を発行いたしますので、金融機関窓口又は子育て支援課、各総合支所市民福祉課でお支払いください。

原則として、毎月末日が振替日になります。



2. 減免制度について

以下(1)～(3)のいずれかに該当する方は、申請により利用負担金が減免となります。減免を受けるには、年度ごとに申請が必要になります。

減免となる事由	提出書類
(1) 生活保護を受けている世帯	① 放課後児童クラブ利用負担金減免申請書 ② 生活保護受給証の写し
(2) 令和5年度(令和4年中の所得)の市町村民税が非課税世帯、 <u>かつ</u> 、母子・父子世帯	① 放課後児童クラブ利用負担金減免申請書 ② 児童扶養手当証書の写し又は母子・父子家庭医療費受給者証の写し ③ <u>令和5年度(令和4年中の所得)</u> の非課税証明書
(3) 令和5年度(令和4年中の所得)の市町村民税が非課税世帯、 <u>かつ</u> 、在宅障害児(者)を有する世帯	① 放課後児童クラブ利用負担金減免申請書 ② 身体障害者手帳の写し、療育手帳の写し、特別児童扶養手当証書の写し、年金証書の写し、年金振込通知書の写しのいずれか1通 ③ <u>令和5年度(令和4年中の所得)</u> の非課税証明書

○母子・父子世帯とは、

母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で、現に児童を扶養している者の世帯(母子家庭世帯又は父子家庭世帯)のことをいいます。

○市民税非課税世帯とは、

利用児童と同一世帯で、18歳以上の方全員(祖父母、叔父、叔母等含む)が令和5年度(令和4年中の所得)の市町村民税が非課税である世帯のことをいいます。

○在宅障害児(者)とは、

身体障害者手帳の交付を受けた方、療育手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金の障害基礎年金等の受給者のうちのいずれかに該当する方で、施設に入所又は病院に入院していない方をいいます。

【注意点】

※減免申請は、申請を受付した月からの適用となります。

申請期間中に提出するのを忘れてしまい、遅れて申請された場合には、その前月分までの利用負担金はお支払いいただきます。

3. スポーツ安全保険について

石巻市では傷害保険に団体加入しており、傷害保険料は年一回の支払いとなります。

保険料(年額)：800円

保険の加入は任意になります。保険に加入する方のみ、800円がかかります。

🌀 令和6年度放課後児童クラブ利用申請について 🌀

1. 申請期間及び受付時間

期間：令和5年11月1日（水）から令和5年11月15日（水）まで
 時間：午後1時から午後5時まで（放課後児童クラブ開設時間内）※土日祝日を除く。

2. 受付場所

在籍している又は入学する小学校の放課後児童クラブ

3. 提出書類

入級申込みについては、以下の書類が必要です。書類を全て揃えた状態で提出してください。

●すべての方に必要となる書類

	必要書類	備考
1	石巻市放課後児童クラブ 利用申請書	<ul style="list-style-type: none"> 継続する方も、必ず提出してください。 兄弟で利用希望の場合は、<u>児童1人につき1枚ずつ提出してください。</u>

●状況により必要となる書類

1～4のうち該当する要件の必要書類を必ず提出してください。なお、以下の1～3は、父母及び同居の祖父母（75歳未満）それぞれ1部ずつ提出してください。

	状況	必要書類	備考
1	父母、同居の祖父母（75歳未満） 就労している場合	就労証明書 ※ <u>自営業の場合、この他に「税務署等に提出した確定申告書の写し」</u>	<ul style="list-style-type: none"> 勤務先から証明を受けてください。 自営業の方も同じ様式になります。 児童が兄弟姉妹で利用希望の場合は、原本は1部で結構ですので、<u>残りの人数分コピーをそれぞれ添付</u>してください。
2	父母、同居の祖父母（75歳未満） 就労しており、 就労証明書の提出が遅れる場合	就労証明書遅延申立書	<ul style="list-style-type: none"> 就労証明書の発行に時間を要する等、提出が遅れる場合のみ提出してください。 就労証明書と同様に、兄弟姉妹で利用の場合、原本は1部提出で結構です。 <u>就労証明書は、発行され次第、速やかに申請した放課後児童クラブへ提出</u>してください。 本申立書で申告した<u>就労証明書提出予定日から2週間を過ぎても、就労証明書が提出されない場合は、審査不可もしくは利用申請の取下げ</u>となりますので、御注意ください。

3	父母、同居の祖父母（75歳未満） 療養や介護等、就労以外の要件で申立てする場合	就労外要件申立書（併せて要件ごとに必要な書類を添付） ※同居の祖父母（75歳未満）は、申立書の提出は不要。（必要書類のみ添付）	<ul style="list-style-type: none"> ・療養や介護等、就労以外の要件で申立てする<u>場合に提出</u>してください。 ・その際、<u>要件ごとに添付書類が必要</u>となりますので、併せて提出してください。添付書類については、「就労外要件申立書について」（P. 8）を御確認ください。
4	申請時点で他市町村に住民票がある場合	保護者の住民票 ※父母一方の分のみで結構です。	<ul style="list-style-type: none"> ・石巻市へ転入予定で、申請時点で石巻市に住民票がない場合には、申請時点の住所地の住民票を提出してください。 ・石巻市への転入手続きが終わりましたら、速やかに各放課後児童クラブもしくは子育て支援課へ連絡してください。

※「利用申請書記入上の注意」（P. 13）や「記入例」（P. 14～）を御確認ください。
 ※記入漏れ等がある場合、受付できない場合もございますので、提出前に再度御確認ください。
 ※押印不要の様式を訂正する場合、修正テープや修正液は使用しないでください。訂正箇所に二重線を引き、訂正箇所の右斜め上にサイン（フルネーム）を御記入ください。

4. 申請書類の審査

提出いただいた申請書類により、学年や保護者の就労状況、保護者以外の同居状況やその他の家庭状況等を踏まえた審査を行い、利用の優先順位を設定し、利用の可否について決定します。

- ・新規及び継続申請者の一律審査を行い、利用の可否を決定します。申請者数が定員を超過した場合には、優先度の高い方から順に利用調整をします。したがって、待機となる場合がありますので、御了承願います。
- ・申請期間以降に申請された方については、申請期間内に申請された方の審査が終了し、利用条件が満たされ定員数に空きがあった場合にのみ受け入れ可能となり、空きがない場合は待機となります。
- ・世帯に放課後児童クラブ利用負担金の未納がある場合には、未納状況についても審査の対象となり、納付が確認できない場合には、利用承諾いたしません。
- ・「育児休業中」による利用はできませんので、職場へ復帰される日からの受け入れとなります。
- ・保護者が「求職中」の場合、就労先が決まるまでは、受け入れすることができません。
- ・申請内容に虚偽が認められた場合には、利用承諾を取り消します。

※近年、実態と異なる就労証明書を提出するケースが見受けられます。調査し、不正が認められた場合には、利用承諾を取り消します。

5. 審査結果の通知

審査結果の通知は、令和6年1月下旬を予定しております。新規児童については御自宅へ郵送で、令和6年1月時点で利用している児童については各放課後児童クラブを通じてお知らせします。

なお、兄弟で申請された場合でも、新規児童については郵送で、利用している児童については各放課後児童クラブを通じてお知らせします。

☆就労外要件申立書について☆

- ・「就労外要件申立書」は、保護者の状況により、記入していただく欄が異なります。
- ・「申立者」の氏名は、申請者（保護者）氏名や児童名ではなく、「就労外要件を申し立てる方」の氏名を記入してください。
- ・「就労外要件申立書」を提出する際には、下記を確認の上、要件ごとに必要な添付書類を必ず提出してください。

	申立者の状況 (就労以外)	記入する欄	添付書類
1	病気等により、 入院、療養、通院等 をしている方	傷病等	【父母】 <input type="radio"/> 診断書（指定の様式があります。） ※医師の診断が必要です。診断書は、必ず指定の様式を提出してください。 ※医師から「保育に支障なし」と診断された場合は利用要件に該当しませんので、利用できません。 ※診断書の取得にかかる費用は御負担ください。 【同居の75歳未満の祖父母（添付書類のみ）】 <input type="radio"/> 病院の領収書の写し又はお薬手帳の写し等（直近のもので通院状況や身体状況の分かるもの）
2	心身に障害のある方	心身障害	【父母】 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳のいずれか該当する手帳の写し <input type="checkbox"/> 診断書（指定の様式があります。） ※①、②のいずれか1つ
3	出産（予定）の方	出産	【父母】 <input type="radio"/> 母子手帳の写し（表紙及び分娩予定日の記載がある頁） ※分娩予定日の2か月前から出産日の2か月後の月末まで利用可能となります。 ※出産日の2か月後の月末以降、育児休業を取得される場合や求職活動をされる場合は利用できません。
4	親族の看護（介護） をしている方	看護（介護） 付添	【父母】 <input type="checkbox"/> 看護対象者の診断書（任意様式・写し可） <input type="checkbox"/> 介護が必要な状況が分かるもの ※介護対象者の具体的な状況が記載されているものを提出してください。 ※①、②のいずれか1つ 【同居の75歳未満の祖父母（添付書類のみ）】 <input type="radio"/> 介護保険証の写し等（介護が必要な状況が分かるもの）
5	就学している方、又は就労のための技能訓練中の方	就学又は 技能訓練中等	【父母】 <input type="checkbox"/> 在学証明書（原本） <input type="checkbox"/> 学生証の写し ※①、②のいずれか1つ ※在学期間以外は利用できません。

※申請内容に変更が生じた場合には、速やかに申し立て、再度書類を提出してください。

※申請内容に虚偽が認められた場合には、利用承諾を取り消します。

※保育ができない理由が「高齢」に該当する同居の75歳以上の祖父母は年齢確認のため、保険証等の写しを提出してください。

放課後児童クラブに関するQ & A

<開設について>

Q. 終了時刻の午後6時を過ぎた延長保育や保育所のような一時保育は実施していますか。

A. 延長保育及び一時保育は実施しておりません。
ただし、学校行事等により開始時間が早くなる場合があります。

<利用について>

Q. 放課後児童クラブでの集団生活に適応できると認められる児童とは、どういう状況をいうのでしょうか。

A. 児童の暴力行為や施設・設備・備品等の破壊行為、他の児童への危険行為がある場合、そのほか支援員等の指示を聞かないなどクラブのルールを守れない場合をいいます。
これらの場合、保護者へ随時、報告及び相談させていただきますが、一向に改善されない場合は、入所を制限する場合があります。

Q. 育児休業中の利用は可能ですか。

A. 育児休業中の利用はできません。出産を要件とする場合には、児童の母親の分娩予定日の2か月前から出産日の2か月後の月末まで利用可能です。その際には、就労外要件申立書を提出してください。出産日の2か月後の月末までに職場へ復帰される場合には引き続き利用が可能ですが、その際は必ず就労証明書を提出してください。なお、入級後の年度途中に出産し、育児休業を取得される場合には、一度利用を中止し、職場に復帰される際に改めて、利用申請手続きが必要となります。

Q. 児童の送迎はありますか。

A. 送迎は行っておりません。帰宅方法は、保護者のお迎えかひとり帰りとなります。ひとり帰りの場合、不審者対策等のため、同一方向に帰る児童が集団で帰宅するようにしており、各小学校の下校時刻にあわせての下校となります。それ以降に帰宅する場合は、保護者のお迎えとなります。冬季期間で日没が早まる期間については、保護者に意向を伺い、帰宅時間を早めるか、児童のお迎えをお願いしています。

Q. 放課後児童クラブでは、勉強も教えてもらえますか。

A. 活動の中で、宿題に取り組む時間は設けておりますが、勉強は教えておりません。

Q. 放課後児童クラブの具体的な活動内容が知りたいです。

A. 立地条件や利用できる設備等により、各放課後児童クラブの活動に特色がございます。クラブ室内ではブロックやゲームなどで遊んだり、工作や読書、宿題をしたり、自由遊びを中心に過ごします。自宅に帰るまでは、クラブが児童の“おうち”となりますが、集団生活となりますので、“ルールを無視した行動”や“危険な行動”があった場合は、支援員及び補助員が生活指導を行います。指導しても繰り返し集団生活を無視した行動を行う場合や他の児童に危害を加える場合には、条例の規定により利用を停止させていただく場合があります。保護者の皆様の御指導と御協力をお願いします。

Q. 事前に放課後児童クラブを見学することはできますか。

A. お気軽に各放課後児童クラブにお問い合わせください。なお、放課後児童クラブを見学する際には、不審者対策上、各放課後児童クラブへ事前連絡の上、職員室へ見学したい旨を申し出てから、見学してください。

Q. クラブの選択はできますか。

A. 地区に複数のクラブがある場合、クラブの選択は原則できません。ただし、身体の状態等により希望を考慮する場合があります。

Q. 習い事をしているのですが、曜日によって放課後児童クラブをお休みできますか。

A. お休みする場合には、必ず保護者から事前に放課後児童クラブへ連絡をしていただきます。

Q. 令和6年度の入級が決定した場合、春休み期間中の利用はできますか。

A. 新規児童については、4月1日から4月7日までの春休み期間が利用可能です。

	令和5年度	令和6年度
	3月23日～3月31日	4月1日～4月7日
新1年生	×	利用可能
令和5年度入級していない 新2～6年生	別途申請が必要 ※	利用可能

※3月の春休み期間（学年末休業期間）に利用を希望する場合には、別途申請が必要となります。2月上旬から申請を受付しますので、各放課後児童クラブへ申請してください。なお、クラブの空き状況によっては、受け入れできない場合もございますので、あらかじめ御了承ください。

Q. 長期休業期間のみの利用はできますか。

A. 通年利用児童の利用意向調査の結果を踏まえて、受け入れが可能な場合に入級を決定します。利用を希望する長期休業期間の1か月前までに各放課後児童クラブへ申請してください。

※長期休業期間の利用募集については、ホームページでお知らせします。

<民間委託について>

Q. 児童クラブを民間に委託することでどうなりますか。

A. ◇運営主体…事業の運営主体は市となるため、基本的な児童クラブの活動に関してはこれまでと変わりません。申請受付場所につきましても、開設中の放課後児童クラブとなります。市の方針に基づいて民間事業者が創意工夫し、利用する児童が安心して楽しく過ごせる場所となるよう、努めていただきます。

◇支援員等…支援員等に関しては、委託先事業者が雇用する支援員等が配置されます。

◇開設時間…委託する児童クラブの施設の状況にもよりますが、開設時間の延長や土曜日の受け入れ希望がある場合は、可能な限り対応いただく予定です。

◇利用負担…利用負担金は市が設定する利用負担金と同額です。
ただし、開設時間の延長や土曜日開設など、民間事業者が独自で行う事業に関しては、各事業者の規定によります。

<利用負担金について>

Q. 放課後児童クラブを利用する際の費用負担について教えてください。

A. 児童1人当たりの利用負担金のほか、スポーツ安全保険料の実費負担があります。同時に兄弟で利用する場合には、2人目以降の利用負担金が半額になります。要件を満たす世帯には、利用負担金の減免制度があります。なお、スポーツ安全保険料については、減免制度はありません。

利用児童数	児童1人当たりの利用負担金額					実費負担
	月 額	長期休業期間加算額				傷害保険料
		学年始	夏季	冬季	学年末	
1人目	3,000円	750円	3,000円	750円	750円	800円 (年一回)
2人目以降	1,500円	375円	1,500円	375円	375円	



☆休止・中止・登録内容の変更等について☆

1. 利用休止について

ご家庭の都合などにより、児童クラブを休止する場合は、「利用休止届出書」を提出してください。休止期間内は児童クラブの利用はできません。利用休止届出書を提出し、月始から月末まで1月休止する場合は、利用負担金は発生しません。手続きを行わないで休む場合や、休止期間途中で児童クラブを利用した場合は、利用負担金が発生します。

2. 利用中止について

長期間児童クラブの利用がないときや利用が必要なくなったとき等、児童クラブの利用を中止するときは、「利用中止届出書」を提出してください。利用中止後、再度利用したい場合は新規申請が必要となります。

中止希望月末を過ぎて提出した場合、中止希望月次月までの利用料が発生します。

例) 中止希望月9月 → 利用中止届出書の提出が9月31日 → 利用料9月分まで請求

中止希望月9月 → 利用中止届出書の提出が10月3日 → 利用料10月分まで請求

3. 登録変更等について

住所、連絡先、勤務先など、申請書に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに「利用変更届出書」を提出してください。

また、退職や転職により就労状況が変化した場合や入級要件が変更になる場合（就労から疾病等）は、必ず児童クラブ職員へ連絡いただき、要件に沿った必要書類（P6～P8参照）を提出してください。

📎 利用申請書記入上の注意 📎

- 必要な箇所を漏れなく記入してください。記入漏れがある場合には、申請を受付できない場合がありますので、提出前に再度御確認ください。
- 修正テープや修正液は使用しないでください。押印不要の様式を訂正する場合には、訂正箇所に二重線を引き、訂正箇所の右斜め上にサイン（フルネーム）を御記入ください。
- 消えるボールペンは使用しないでください。

○ 申請児童について

- 「学年」の欄は、令和6年度の学年を記入してください。
- 「利用状況」の欄は、該当する方にチェックしてください。
「児童の健康状態」の欄は、該当する方にチェックし、持病やアレルギー等がある場合は、かかりつけの医療機関、診断名、アレルギー名等を記入してください。
- 「集団生活への適応状況」の欄は、該当する方にチェックしてください。配慮が必要な場合には、具体的に配慮が必要な点を記入してください。その他、集団生活をする上で気になる点がある場合にも記入してください。

○ 同居家族の状況

- 申請する児童を除き、同居している方全員の状況を漏れなく記入してください。
- 同居している方が就労している場合には、就労先の名称を、通学している場合には、就学先の名称を記入してください。無職の場合には、“無職”と記入してください。病気療養中の場合には、“病気療養中（病名）”と記入してください。
- 小学生の兄弟で同時に申請する児童がいる場合には、「きょうだいの申請」の欄の“有”にチェックしてください。
- 「年齢」の欄は、令和6年4月1日時点の年齢を記入してください。

○ 放課後児童クラブの利用が必要な理由等

- 該当する要件を必ず1つ選択してください。選択した要件に必要な書類を必ず提出してください。
- ひとり親家庭や、離婚を前提として別居している場合には、該当するものを選択してください。
放課後児童クラブの利用申請をする理由を具体的に記入してください。

○ 家族状況調査

(1) 祖父母の状況

- 「住所」の欄には、市内又は市外にチェックし、住所を番地まで記入してください。
- 「保育ができない理由」の欄には、該当する要件にチェックしてください。選択した要件に必要な書類を必ず提出してください。
- 保育できない理由が疾病の場合は、「病名及び症状」を必ず記入してください。

(2) 保育協力者の状況

- 両親以外に児童の送迎等について、協力してくれる方がいる場合に記入してください。

備考	
----	--

石巻市放課後児童クラブ利用申請書

令和 5 年 11 月 1 日

記入例

事務局長 殿

保護者欄には納義務者になる方を記入してください。

〒 986 - 8501
 申請者 住所 石巻市穀町14番1号
 (保護者) 氏名 石巻 太郎
 電話 95-1111

押印は不要です。

令和 6 年度の放課後児童クラブの利用について、次のとおり申請します。

令和6年4月からの学年を記入してください。

(フリガナ) 氏名	イシノマキ	ジロウ	生年月日	平成 7 年 12 月 4 日		
	石巻	二郎				
学校名	石巻市立 □□	小学校	学年	1 年生	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
利用状況	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続もしくは過去に利用したことがある					
就学前の所属	△△保育所		利用予定	<input checked="" type="checkbox"/> 月	<input checked="" type="checkbox"/> 火	<input checked="" type="checkbox"/> 水 <input checked="" type="checkbox"/> 木 <input checked="" type="checkbox"/> 金
緊急時連絡先	①連絡先(母 職場) 〇〇-〇〇〇〇		②連絡先(母携帯電話) 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		③連絡先(自宅) 〇〇-〇〇〇〇	
児童の健康状態	<input type="checkbox"/> 良好 <input checked="" type="checkbox"/> 持病あり		医療機関: □□□クリニック 診断名: ぜんそく、食物アレルギー(卵)			
集団生活への適応状況	<input type="checkbox"/> 良好 <input checked="" type="checkbox"/> 配慮が必要		配慮が必要な点: 落ち着きがない。 周囲の刺激(音・におい等)が気になる。			
利用希望期間	<input checked="" type="checkbox"/> 通年(令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで) <input type="checkbox"/> 長期休業期間(<input type="checkbox"/> 学年始 <input type="checkbox"/> 夏季 <input type="checkbox"/> 冬季 <input type="checkbox"/> 学年末) ※休業期間ごとに申請が必要です。					

1 同居家

単身赴任の場合も記入してください。勤務先名称の後ろに、(単身赴任中)と記入してください。進学先が未定の場合には、「大学進学予定」等と記入してください。学生の場合には、令和6年4月からの学年を記入してください。

(フリガナ) 氏名	イシノマキ 石巻 太郎	関係	父	生年月日	S57年 8月 10日	年齢	47	職業	株式会社〇〇〇	備考
イシノマキ 石巻 花子	母	S59年 8月 10日	39	石巻市立病院						
イシノマキ 石巻 一郎	兄	H24年 5月 1日	11	□□小学校 6年	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
イシノマキ 石巻 三郎	弟	H30年 11月 1日	5	△△保育所	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
イシノマキ 石巻 市郎	祖父	S29年 7月 22日	69	株式会社〇〇〇	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
イシノマキ 石巻 夢子	祖母	S34年 8月 22日	64	無職	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					

住民票上は世帯分離をしていますが、同居している方は漏れなく記入してください。令和6年4月1日時点の年齢を記入してください。

2 放課後児童クラブの

要件	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 本人の疾病・障害 <input type="checkbox"/> 家族の介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 就学(就学先:) <input type="checkbox"/> その他()
	母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産(出産予定日の前後2ヵ月) <input type="checkbox"/> 本人の疾病・障害 <input type="checkbox"/> 家族の介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 就学(就学先:) <input type="checkbox"/> その他()
家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 <input type="checkbox"/> 離婚前提別居(離婚調停中等)	
申請理由	※世帯の状況等放課後児童クラブの利用が必要な理由を具体的に記入してください。	

ひとり親家庭の場合は、父方もしくは母方それぞれ一方の祖父母の状況を記入してください。

就労の場合、同居の75歳未満の祖父母は、就労証明書を添付してください。

3 家族状況調査

(1) 祖父母の状況

① 父方の祖父母の状況(※同敷地内もしくは隣地に居住している場合は同居に含みます。)

続柄	(フリガナ)氏名	生年月日	同居の有無	保育ができない理由	住所(※番地まで記入)
祖父	イシノマキ 石巻 市郎	S29年 7月22日 (69歳)	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 不在	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 遠方に居住 <input type="checkbox"/> 介護(対象者:) <input type="checkbox"/> 高齢(75歳以上のみ) <input type="checkbox"/> 疾病(病名:) (症状:) <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 市内(石巻市穀町 14番1号) <input type="checkbox"/> 市外(県 市)
祖母	イシノマキ 石巻 夢子	S34年 8月22日 (64歳)	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 不在	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 遠方に居住 <input type="checkbox"/> 介護(対象者:) <input type="checkbox"/> 高齢(75歳以上のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 疾病(病名:慢性腎不全) (症状:吐き気・食欲不振・呼吸困難・高血圧) <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 市内(石巻市穀町 14番1号) <input type="checkbox"/> 市外(県 市)

② 母方の祖父母の状況(※同敷地内もしくは隣地に居住している場合は同居に含みます。)

続柄	(フリガナ)氏名	生年月日	同居の有無	保育ができない理由	住所(※番地まで記入)
祖父	ミヤギ 宮城 県太郎	S24年 5月2日 (歳)	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input checked="" type="checkbox"/> 不在	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 遠方に居住 <input type="checkbox"/> 介護(対象者:) <input type="checkbox"/> 高齢(75歳以上のみ) <input type="checkbox"/> 疾病(病名:) (症状:) <input checked="" type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 市内(石巻市) <input type="checkbox"/> 市外(県 市)
祖母	ミヤギ 宮城 萩乃	S31年 2月13日 (68歳)	<input type="checkbox"/> 同居 <input checked="" type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 不在	<input type="checkbox"/> 就労 <input checked="" type="checkbox"/> 遠方に居住 <input type="checkbox"/> 介護(対象者:) <input type="checkbox"/> 高齢(75歳以上のみ) <input type="checkbox"/> 疾病(病名:) (症状:) <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 市内(石巻市) <input checked="" type="checkbox"/> 市外(岩手県一関市 竹山町7番2号)

「疾病」の場合は()内に病名及び症状を、「介護」の場合には()内に対象者を記入し、同居の75歳未満の祖父母は、必要書類を添付してください。

※住所確認のため、住民基本台帳を閲覧する場合がございますので、閲覧することに同意願います。 同意チェック欄

(2) 保育協力者の状況(お子さんの送迎等について協力してくれる方がいる場合、状況を記入してください。)

児童との関係	(フリガナ)氏名	連絡先	送迎手段
祖母	イシノマキ 石巻 夢子	〒986-8501 石巻市穀町14番1号	<input type="checkbox"/> 自動車 <input checked="" type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> ()
叔母	イシノマキ 石巻 つつじ	〒986-0861 石巻市蛇田字上中塚99番地3	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> ()

チェックを忘れないようにしてください。

就労証明書

石巻市長(管理者) 宛
石巻市社会福祉事務所長

記入例

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号				
担当者名				
記載者連絡先	— —			

内容について確認があるときは、記載の連絡先に問い合わせる場合があります。

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	<input type="checkbox"/> 農業・林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業・採石業・砂利採取業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 金融業・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業・物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 学術研究・専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> 宿泊業・飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業・娯楽業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 教育・学習支援業 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業 <input checked="" type="checkbox"/> 公務 <input type="checkbox"/> その他 ()
2	フリガナ	イシノマキ タロウ
2	本人氏名	石巻 太郎
3	雇用(予定)期間等	<input checked="" type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2015 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日
4	本人就労先事業所	名称 石巻市役所 住所 石巻市鞍町14-1
5	雇用の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 自営業主 <input type="checkbox"/> 自営業専従者 <input type="checkbox"/> 家族従業者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> その他 ()
6	就労時間 (固定就労の場合)	<input checked="" type="checkbox"/> 月 <input checked="" type="checkbox"/> 火 <input checked="" type="checkbox"/> 水 <input checked="" type="checkbox"/> 木 <input checked="" type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝日 合計時間 月間 157 時間 30 分 (うち休憩時間 1260 分) 一月当たりの就労日数 月間 21 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日 平日 8 時 30 分 ~ 17 時 0 分 (うち休憩時間 60 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
		合計時間 <input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 時間 分 () 就労日数 <input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
		年月 2023 年 10 月 年月 2023 年 9 月 年月 2023 年 8 月 22 日/月 164 時間/月 20 日/月 149 時間/月 22 日/月 164 時間/月
		取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 期間 年 月 日 ~
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
10	産休・育休以外の休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 理由 <input type="checkbox"/> 介護休業 <input type="checkbox"/> 病休 <input checked="" type="checkbox"/> その他 () 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
11	復職(予定)年月日	<input type="checkbox"/> 復職予定 <input type="checkbox"/> 復職済み 年 月 日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
13	保育士等としての勤務実態の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input type="checkbox"/> 無
14	備考欄	
追加的記載項目欄 児童名 石巻 二郎 生年月日 2013 年 8 月 8 日 本人との続柄 <input checked="" type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他 () 施設・事業所等の利用状況等 <input type="checkbox"/> 利用中 () <input checked="" type="checkbox"/> 申込み中 (石巻地区第一放課後児童クラブ) 児童名 生年月日 年 月 日 本人との続柄 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他 () 施設・事業所等の利用状況等 <input type="checkbox"/> 利用中 () <input type="checkbox"/> 申込み中 () 児童名 生年月日 年 月 日 本人との続柄 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他 () 施設・事業所等の利用状況等 <input type="checkbox"/> 利用中 () <input type="checkbox"/> 申込み中 ()		

チェック欄があるものは、該当するものにチェックを入れてください。

「無期」の場合、採用年月日の日付を記入してください。

上記の代表者欄記載の事業所名や所在地が異なる場合に記入してください。

合計時間を記入してください。

就労時間が不規則な場合には、比較的多い就労パターンを記入してください。複雑な場合には、備考に記入してください。

8, 9, 10は該当する場合のみ記入してください。その場合、14も記入してください。

対象になる児童名、施設名を忘れずに記入してください。

※「就労証明書」記載要領は、石巻市ホームページに掲載しております。
注1 本証明書は証明日から3か月以内にご提出ください。

就労証明書遅延申立書

石巻市社会福祉事務所長 殿

申込期間内に就労証明書の提出が難しい場合のみ提出してください。

記入例

申立日 令和 年 月 日
 住所 申し立てる方の住所を記入してください。
 申立者 申し立てる方の氏名を記入してください。

提出予定日から2週間を過ぎても、就労証明書が提出されない場合、利用承諾ができない、もしくは利用承諾が取下げとなります。

押印は不要です。

放課後児童クラブ利用申請における就労証明書の遅延について、発行までに時間を要するため、遅延いたします。つきましては、次のとおり就労状況を申告し、証明書提出予定日（又は入級日）より2週間以内に就労証明書を提出します。

1	提出予定日	令和 5年 1月 30日
2	①雇用期間	<input checked="" type="checkbox"/> 無期 採用年月日 平成 17年 4月 1日 <input type="checkbox"/> 有期 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
	②勤務先名称	石巻市役所
	③勤務先住所・電話番号	石巻市穀町14番1号 (電話番号 95-1111)
	④雇用形態	<input type="checkbox"/> 自営業 <input checked="" type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 非常勤・臨時職員 <input type="checkbox"/> 派遣職員 <input type="checkbox"/> その他 ()
	⑤就労日数	就労日数：週 5回 <input checked="" type="checkbox"/> 月 <input checked="" type="checkbox"/> 火 <input checked="" type="checkbox"/> 水 <input checked="" type="checkbox"/> 木 <input checked="" type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 不規則
	⑥就労時間	<input checked="" type="checkbox"/> 固定就労 <input type="checkbox"/> 変則就労 8時 30分 ~ 17時 00分 (月 ~ 金 曜日) 時 分 ~ 時 分 (曜日) 時 分 ~ 時 分 (曜日) ※変則就労の場合は、就労パターンを記載してください。
	⑦産前・産後休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 期間終了 ※該当する場合のみ 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
	⑧育児休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 期間終了 ※該当する場合のみ 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
	⑨復職予定日	令和 年 月 日
	3	備考欄

有期の場合には、雇用期間を記入してください。

就労パターンが不規則の場合には、比較的多い就労パターンを記入してください。

⑦、⑧は該当する場合に記入してください。その場合、⑨も記入してください。

保護者記入欄

保護者記入欄は、忘れずに記入してください。

児童名 (年)	生年月日 平成 年 月 日	施設名	放課後児童クラブ
児童名	生年月日 平成 年 月 日	施設名	放課後児童クラブ
児童名	生年月日 平成 年 月 日	施設名	放課後児童クラブ

石巻市放課後児童クラブ一覧

地区	対象小学校	クラブ名	開設場所	定員	電話番号
石巻地区	向陽小	向陽地区第一放課後児童クラブ	向陽小学校敷地内専用教室	70人	95-1270
		向陽地区第二放課後児童クラブ	かもめ学園敷地内専用教室	70人	96-6540
		向陽地区第三放課後児童クラブ	向陽小学校内	40人	95-0260
	渡波小	渡波地区第一放課後児童クラブ	渡波小学校敷地内専用教室	50人	97-2416
		渡波地区第二放課後児童クラブ		50人	25-1921
	石巻小	石巻地区第一放課後児童クラブ	旧中央児童館内	50人	23-3298
		石巻地区第二放課後児童クラブ		40人	23-7406
	中里小	中里地区第一放課後児童クラブ	中里小学校敷地内専用教室	70人	23-3341
		中里地区第二放課後児童クラブ		40人	23-1303
	鹿妻小	鹿妻地区第一放課後児童クラブ	鹿妻小学校敷地内専用教室	50人	93-9714
		鹿妻地区第二放課後児童クラブ		50人	96-7880
		鹿妻地区第三放課後児童クラブ		50人	93-3112
	大街道小	大街道地区放課後児童クラブ	大街道小学校内	70人	94-0285
	釜小	釜地区第一放課後児童クラブ	釜小学校隣地専用教室	70人	94-8533
		釜地区第二放課後児童クラブ	釜小学校敷地内専用教室	50人	23-0465
		蛇田地区第一放課後児童クラブ	蛇田小学校敷地内専用教室	40人	23-8253
	蛇田地区第二放課後児童クラブ	40人		22-8575	
	蛇田地区第三放課後児童クラブ	蛇田地区放課後児童クラブうーるー		40人	98-5631
	蛇田地区第四放課後児童クラブ			40人	
	蛇田地区第五放課後児童クラブ			40人	
	蛇田地区第六放課後児童クラブ			40人	
	蛇田地区第七放課後児童クラブ			40人	
	開北小	開北地区第一放課後児童クラブ	開北小学校敷地内専用教室	55人	23-3433
		開北地区第二放課後児童クラブ	開北小学校内	40人	23-3558
	山下小	山下地区第一放課後児童クラブ	山下小学校内	50人	93-7241
		山下地区第二放課後児童クラブ	山下小学校内（休止中）		
	住吉小	住吉地区第一放課後児童クラブ	住吉小学校内	40人	23-1623
		住吉地区第二放課後児童クラブ	住吉小学校内（休止中）		
	貞山小	貞山地区放課後児童クラブ	貞山小学校敷地内専用教室	50人	95-2606
	万石浦小	万石浦地区第一放課後児童クラブ	万石浦小学校敷地内専用教室	70人	97-5078
万石浦地区第二放課後児童クラブ		万石浦小学校内（休止中）			
万石浦地区第三放課後児童クラブ		万石浦小学校敷地内専用教室	50人	25-3825	
湊小	湊地区放課後児童クラブ	湊こども園内	70人	94-5018	
稲井小	稲井地区第一放課後児童クラブ	稲井幼稚園内	40人	91-2152	
	稲井地区第二放課後児童クラブ	稲井小学校隣地専用教室	40人	91-2855	
	稲井地区第三放課後児童クラブ		40人	91-2110	
河北地区	飯野川小	飯野川地区放課後児童クラブ	飯野川小学校内	50人	62-3202
	大谷地小	大谷地地区放課後児童クラブ	大谷地小学校内	40人	62-2388
	二俣小	二俣地区放課後児童クラブ	二俣小学校敷地内専用教室	50人	62-8580
雄勝地区	雄勝小	雄勝地区放課後児童クラブ	雄勝小学校内	20人	90-9657
河南地区	広淵小	広淵地区放課後児童クラブ	広淵小学校敷地内専用教室	50人	73-3601
	須江小	須江地区第一放課後児童クラブ	須江小学校敷地内専用教室	50人	73-2553
		須江地区第二放課後児童クラブ		50人	73-2675
	北村小	北村地区放課後児童クラブ	北村農村交流センター内	40人	73-2033
	前谷地小	前谷地地区放課後児童クラブ	前谷地小学校敷地内専用教室	50人	72-2016
	和淵小	和淵地区放課後児童クラブ	和淵老人憩いの家内	30人	72-3346
	鹿又小	鹿又地区第一放課後児童クラブ	鹿又保育所隣地専用教室	50人	74-2255
鹿又地区第二放課後児童クラブ		鹿又小学校敷地内専用教室	50人	75-3237	
桃生地区	中津山第一小	桃生地区第一放課後児童クラブ	せんだんの杜ものうなかつやま敷地内専用教室	40人	76-1887
	中津山第二小 桃生小	桃生地区第二放課後児童クラブ	桃生保健センター内	50人	90-9709
北上地区	北上小	北上地区放課後児童クラブ	北上総合支所内	40人	67-2091
牡鹿地区	牡鹿地区の小学校	牡鹿地区放課後児童クラブ	牡鹿保健福祉センター内	40人	98-8932

※申請先は、各地区放課後児童クラブになります。

民間事業者による放課後児童クラブについて

石巻市には、市が運営する放課後児童クラブのほかに、市に届出を行った上で実施している民間の放課後児童クラブがあります。

午後6時以降の開設や、学校から児童クラブまでの送迎支援（利用条件あり）、学習の支援など、事業者独自の支援メニューもありますので、ニーズに合わせて御利用ください。

※公設の放課後児童クラブとの併用も可能です。

申込方法や独自事業、利用料金などの詳細につきましては、施設によって異なりますので、直接お問い合わせ下さい。

No.	クラブ名称	クラブ所在地	定員	連絡先	開設時間	独自事業
1	放課後こどもクラブ Bremen	日和が丘四丁目 1番18号	43 人	98- 3095	学校授業日 14:00~19:00 (18:30以降延長) 土曜日 13:00~16:00 学校休業日 8:00~19:00 (18:30以降延長)	送迎支援 延長開設 土曜日開設 学習支援 障害児受入 保護者相談
2	アトムズ 放課後探究クラブ	大橋三丁目 5番地2	45 人	98- 9033	学校授業日 13:00~19:00 (18:30以降延長) 土曜日(第一土曜のみ) 8:00~12:00 学校休業日 8:00~19:00 (18:30以降延長)	送迎支援 延長開設 土曜日開設 学習支援 障害児受入

令和5年9月1日現在

